

## 【資料 4】

### 平成26年度福島県原子力防災住民避難訓練実施概要

#### 1. 目的

東日本大震災後に改正した「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び平成26年4月30日に策定した「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的とする。

#### 2. 訓練日時・予定場所等

##### （1）訓練実施時期

平成26年11月20日（木）13:00～17:00

平成26年11月22日（土） 9:00～13:00 ※ 実施時間は目安

##### （2）訓練実施場所

平成26年11月20日（木）福島県庁、川内村及び県地域防災計画における  
暫定的な重点区域市町村ほか関係機関

平成26年11月22日（土）川内村、郡山市及び田村市

#### 3. 主催

福島県、川内村

#### 4. 参加機関（順不同）

川内村、原子力規制庁、原子力災害現地対策本部、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、郡山市、川内村社会福祉協議会、陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊、福島県警察本部、福島市消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部、公立大学法人福島県立医科大学附属病院、会津中央病院、福島県診療放射線技師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県バス協会、東京電力株式会社、福島県他 計78団体約1,000名

#### 5. 事故、事象想定（対象施設：福島第一原子力発電所）

福島県浜通りを震源とした震度6強の地震を観測し（津波の心配はなし）、福島第一原子力発電所の3号機使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水の漏えいが発生。その後、原因の特定、復旧（水位維持）ができない状態となる。

復旧活動は継続しているが、原因の特定及び復旧（水位維持）ができず、水位低下が継続し、燃料集合体から上方2mまで水位低下を確認。双葉町、大熊町の一部（PAZ）に避難指示が出された。

その後の状況確認において、発電所敷地周辺のモニタリングポストの指示値が上昇していることを確認した。

また、緊急時モニタリングを実施したところ、福島第一原子力発電所南西方向において、 $20 \mu\text{Sv/h}$  超が計測された地域があり、国、県、村等関係機関協議のもと、原子力災害対策本部から、双葉町、大熊町の全域、富岡町、楓葉町及び川内村に避難指示が出された。

## 6. 訓練の特徴

先の原子力災害への教訓から、主催者が各機関の詳細なシナリオ（発話集）等を作成し実施するのではなく、各機関において以下の訓練内容において果たすべき役割を検討のうえ訓練に臨むものとし、住民への意識高揚と併せ、各機関の原子力防災能力の向上を目指す。

## 7. 訓練内容

### ア 平成26年11月20日（木）の訓練

#### （1）災害対策本部運営訓練

県は県庁に災害対策本部を、重点区域市町村は各庁舎に対策本部を設置運営する訓練を行う。各本部とオフサイトセンター、原子力規制庁（ERC）をテレビ会議システムで結び、情報の共有化、対策の調整等を行う。

#### （2）緊急時通信連絡訓練

安全確保協定に基づく通報連絡、原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づく第10条通報、同法第15条の通報連絡訓練を行う。

#### （3）緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリング計画の作成及びモニタリング要員による現地での緊急時モニタリング訓練を行う。

#### （4）広報訓練

関係市町村、警察、消防等において住民等への広報訓練（事故の概要、屋内退避指示等）を行う。

### イ 平成26年11月22日（土）の訓練

#### （1）住民避難訓練

##### ①広報訓練及び住民避難訓練

県広域避難計画、川内村避難計画等に基づき、川内村住民を対象とした広報訓練と住民避難訓練を行う。

##### ②住民輸送訓練

自家用車での避難が困難な者に対して、陸上自衛隊輸送車両、バス、福祉車両等を利用し、川内村避難計画で定める一時集合場所から避難所までの輸送訓練を

行う。なお、傷病者の発生も想定し、医療中継拠点までの傷病者搬送訓練、ドクターへリ等での搬送訓練を行う（ヘリによる搬送を実施した想定で行う）。

### ③避難所開設訓練

県広域避難計画で定める川内村の避難先自治体（郡山市）において避難所開設及び避難者受け入れ訓練を行う。加えて、今回の訓練では便宜上、田村市都路町に仮想の避難所を開設し、避難所開設及び避難者受け入れ訓練を行う。

### （2）緊急被ばく医療活動訓練（スクリーニング及び医療中継拠点設置・運営訓練）

避難に際してのスクリーニング訓練と安定ヨウ素剤の配布・服用訓練を行う。  
また、傷病者等へ対応するため、医療中継拠点の設置・運営訓練も行う。

## 8. 結果概要

### 川内村民 約260名が参加

- （1）住民への避難の広報から避難所への移動までの手順を確認することができた。
- （2）広報訓練では、広報文を簡潔にし、また広報車が停止して広報を行うなど、前回の訓練の反省を活かした広報活動が行われた。
- （3）参加した住民からは、避難時の流れを確認することができた等の感想があった。
- （4）避難の際、村民に安定ヨウ素剤を配布するため、村の山村活性化センターに一時集結後、避難対象者が全員揃ってから避難移動を開始する形態を取ったが、揃うまでに時間を要した結果、山村活性化センターにおいて待たされた方もおり、一斉避難の手順には課題も見つかった。
- （5）災害対策本部運営訓練では、本部内における避難指示等の情報共有の遅れが見られた。
- （6）今回の訓練において抽出された課題については、今後、各種計画やマニュアル等に反映していく。